



県章

山形県公報

平成27年8月25日（火）

第2675号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

- 山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則……………（建築住宅課）…1041

訓 令

- 山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程の一部を改正する訓令……………（同）…1046

告 示

- 生活保護法による指定施術機関の廃止の届出……………（地域福祉推進課）…同
- 公共測量の実施の通知……………（県土利用政策課）…1047
- 道路の位置の指定……………（村山総合支庁建築課）…1048

公安委員会関係

規 則

- 警備業法施行細則の一部を改正する規則……………同

公 告

- 平成27年度毒物劇物取扱者試験の実施……………（健康福祉企画課）…1049
- 指定管理者の募集……………（都市計画課）…1050
- 同……………（企業局）…1051

規 則

山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第56号

山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則の一部を改正する規則

山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則（平成9年3月県規則第33号）の一部を次のように改正する。

第7条中「第8条第1項、法第9条第1項、第2条、第5条及び前条」を「第7条、法第13条第1項、法第17条第1項、法第18条第1項、法第22条第1項、法第24条第1項、法第25条第1項及び法第27条第4項並びに法附則第3条第1項、第3条、第6条及び第7条」に改め、同条を第10条とする。

第6条の見出しを「（計画認定建築物の工事完了報告書）」に改め、同条中「認定建築物」を「計画認定建築物」に、「別記様式第4号」を「別記様式第5号」に改め、同条を第7条とし、同条の次に次の2条を加える。

（建築物の地震に対する安全性に係る認定の申請）

第8条 省令第33条第1項に規定する規則で定めるものは、別記様式第6号による報告書その他知事が必要と認める書類とする。

- 2 省令第33条第2項第1号に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。
- (1) 法第22条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類の写し
 - (2) 別記様式第1号による報告書（法第22条第1項の規定による申請に係る建築物について耐震改修の工事を実施した場合に限る。）
 - (3) 別記様式第6号による報告書
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 省令第33条第2項第2号に規定する規則で定めるものは、別記様式第6号による報告書その他知事が必要と認める書類とする。
- 4 前3項の規定にかかわらず、知事が特別の理由があると認める場合は、前3項に規定する書類の添付を省略することができる。

（区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定の申請）

第9条 省令第37条第1項第3号に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 法第25条第2項の国土交通大臣が定める基準に適合していないことを知事が適切であると認めた者が証する書類の写し
- (2) 別記様式第6号による報告書
- (3) その他知事が必要と認める書類

第5条の見出し中「耐震改修」を「計画認定建築物の耐震改修」に改め、同条中「第10条」を「第19条」に、「別記様式第3号」を「別記様式第4号」に改め、同条を第6条とする。

第4条第1項中「第9条第1項」を「第18条第1項」に、「別記様式第2号」を「別記様式第3号」に、「第2条第1項から第5項」を「第28条第1項から第7項」に、「第7項（同条第8項）」を「第9項（同条第10項）」に改め、同条第2項中「前条第2項」を「前条」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、知事が特別の理由があると認める場合は、前条第1項に規定する書類の添付は要しない。

第4条を第5条とする。

第3条第1項を次のように改める。

省令第28条第2項に規定する規則で定める書類は、法第17条第1項の建築物の耐震改修の計画が同条第3項第1号の国土交通大臣が定める基準に適合していることを知事が適切であると認めた者が証する書類の写しその他知事が必要と認める書類とする。

第3条第2項中「第8条第1項」を「第17条第1項」に、「第2条第1項から第4項」を「第28条第1項から第6項」に改め、同条を第4条とする。

第2条の見出し中「地震」を「特定既存耐震不適格建築物の地震」に改め、同条中「第7条第4項」を「第15条第4項」に、「別記様式第1号」を「別記様式第2号」に改め、同条を第3条とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（要安全確認計画記載建築物の耐震診断の結果の報告）

第2条 省令第5条第4項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断の結果を知事が適切であると認めた者が証する書類の写し
- (2) 付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 別記様式第1号による報告書（法第7条に規定する要安全確認計画記載建築物について耐震改修の工事を実施した場合に限る。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

別記様式第4号中「認定建築物」を「計画認定建築物」に、「第6条」を「第7条」に改め、同様式を別記様式第5号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第 6 号

現況調査報告書

山形県知事 殿		年 月 日	
報告者 住所又は主たる事務所の所在地			
氏名又は名称及び代表者の氏名		(記名押印又は署名)	
<p>建築物の耐震改修の促進に関する法律第22条第1項（第25条第1項）の規定による申請のため、現況調査を行った結果について、次のとおり報告します。</p> <p>なお、この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>			
調査者	建築士の氏名及び登録番号	() 建築士 () 登録 第	号
	住所及び連絡先	(電話番号)	
建築物の概要	建築物の名称		
	建築物の所在地		
	構造/階数	造 一部 造 / 地上 階・地下 階	
	建築面積/延べ面積	建築面積	平方メートル / 延べ面積 平方メートル
	用途		
	確認済証の交付年月日及び番号	年 月 日	第 号
検査済証の交付年月日及び番号	年 月 日	第 号	
調査結果概要	現地調査日	平成 年 月 日	
	建築基準法違反の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	
	既存不適格部分の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()	
	劣化状況	<input type="checkbox"/> 著しい劣化なし <input type="checkbox"/> 著しい劣化あり (劣化の状況:)	
その他特記事項			
上記の記載内容について、事実と相違ないことを証明します。			
年 月 日		() 建築士 () 登録 第 号	
		氏名	
		(記名押印又は署名)	

- (注) 1 現況調査は、一級建築士（建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第2項に規定する一級建築士をいう。）、二級建築士（同条第3項に規定する二級建築士をいう。）又は木造建築士（同条第4項に規定する木造建築士をいう。）（同法第3条第1項、第3条の2第1項又は第3条の3第1項に規定する建築物について現況調査を行わせる場合にあつては、それぞれ当該各条に規定する建築士に限る。）が行うこと。
- 2 増改築等を行っている建築物で、この用紙に確認済証及び検査済証の交付年月日及び番号を書き切れない場合は、別紙に記載すること。
- 3 次の図面等を添付すること。
- (1) 付近見取図
 - (2) 配置図
 - (3) 各階平面図
 - (4) 延べ床面積計算書
 - (5) 建築物の現況写真

別記様式第3号中「認定建築物」を「計画認定建築物」に、「第10条」を「第19条」に改め、同様式を別記様式第4号とする。

別記様式第2号中「第8条第3項」を「第17条第3項」に、「第9条第1項」を「第18条第1項」に、「認定建築物」を「計画認定建築物」に改め、同様式を別記様式第3号とする。

別記様式第1号中「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に、「第7条第4項」を「第15条第4項」に改め、同様式の注書第2項中「第2条」を「第28条」に改め、同様式を別記様式第2号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第1号

耐震改修工事施工報告書

		年		月		日
	山形県知事 殿	報告者 住所又は主たる事務所の所在地				
		氏名又は名称及び代表者の氏名				
		(記名押印又は署名)				
<p>次の建築物について、耐震改修計画のとおり工事が完了したことを確認したので報告します。 なお、この報告書に記載の事項は、事実と相違ありません。</p>						
調査者	建築士の氏名及び登録番号	() 建築士 () 登録 第 号				
	住所及び連絡先	(電話番号)				
建築物の概要	建築物の名称					
	建築物の所在地					
	構造／階数	造 一部 造 / 地上 階・地下 階				
	建築面積／延べ面積	建築面積	平方メートル	/	延べ面積	平方メートル
	用途					
耐震改修工事の概要	工事監理者の資格、住所及び氏名	() 建築士 () 登録 第 号				
	工事施工者の住所、氏名又は名称					
	耐震改修工事の内容					
<p>本建築物について、耐震改修計画のとおり工事を完了したことを証明します。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日 () 建築士 () 登録 第 号</p> <p style="text-align: center;">氏名</p> <p style="text-align: right;">(記名押印又は署名)</p>						

(注) 報告書には、耐震改修計画の写し、耐震改修工事施工前の建築物の写真及び耐震改修工事の完了状況がわかる写真を添付すること。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

2 省令附則第3条において準用する省令第5条第4項に規定する規則で定める書類は、次の各号に掲げる書類とする。

- (1) 耐震診断の結果を知事が適切であると認めた者が証する書類の写し
- (2) 付近見取図、配置図及び各階平面図
- (3) 別記様式第1号による報告書（法附則第3条第1項に規定する要緊急安全確認大規模建築物について耐震改修の工事を実施した場合に限る。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

訓 令

山形県訓令第13号

県土整備部
総合支庁

山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程の一部を改正する訓令

山形県建築物の耐震改修の促進に関する法律の施行に関する規則取扱規程（平成9年3月県訓令第3号）の一部を次のように改正する。

第1条の見出し中「の処理」を「等の処理」に改め、同条第1項中「第8条第1項」を「第17条第1項」に改め、同条第2項中「第2条及び第5条」を「第3条及び第6条」に、「報告書」を「報告書又は建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成7年建設省令第28号）第33条第1項及び第2項並びに第37条第1項の規定による申請書」に改める。

第2条中「第9条第1項」を「第18条第1項」に改める。

別記様式中「第8条第1項」を「第17条第1項」に改める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第712号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項の規定により生活保護法の規定の例によることとされる場合を含む。）の規定により、指定施術機関から次のとおり廃止した旨の届出があった。

平成27年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指 定 施 術 機 関 の 名 称	指 定 施 術 機 関 の 所 在 地	廃止年月日
横 山 接 骨 院	山形市寿町4番21号	平成16.12.30
二 戸 接 骨 院	山形市幸町7番32号	平成23.1.31
土 井 接 骨 院	飽海郡遊佐町遊佐字高砂44	同 12.31
長 岡 接 骨 院	山形市小白川町一丁目2番8号	平成24.5.24
箕 和 田 接 骨 院	西置賜郡白鷹町大字箕和田715	平成25.5.3
お か べ 接 骨 院	鶴岡市上藤島字六所畑75	同 9.30
前 田 は り 灸 院	山形市あかねヶ丘三丁目7番28号	平成26.6.30
稲 毛 接 骨 院	山形市荒楯町一丁目12番30号	同

天 矯 堂 治 療 院	山形市五日町9番16号	同
印 役 太 乙 治 療 院	山形市印役町四丁目5番2号	同
齋 藤 進 治 療 院	山形市春日町12番24号	同
あ ん ま 屋 本 舗	山形市江南二丁目4番25号	同
齋 藤 整 骨 院	山形市下条町五丁目3番18号	同
栗野はり・きゅうマッサージ治療院	山形市大字長谷堂86	同
齋 藤 針 ・ マ ッ サ ー ジ 院	米沢市相生町七丁目1番12号	同
あすなろ訪問介護マッサージ	米沢市窪田町窪田1400番地	同
か と う 鍼 灸 院	米沢市中央三丁目1番27-16号	同
はり・きゅうもみ治療マッサージ奥山療院	米沢市中央七丁目3番36号	同
鍼 マ ッ サ ー ジ 高 山	新庄市本合海1873番地1	同
阿 部 鍼 灸 院	上山市新町一丁目13番21号	同
井 莉 接 骨 院	東根市中央一丁目13番10号	同
後 藤 接 骨 院	南陽市二色根77番11号	同
柴 田 接 骨 院	最上郡真室川町新町201番地4	同
か が み 接 骨 院	東置賜郡高島町元和田1448番地8	同
つ ば き 接 骨 院	西置賜郡飯豊町大字椿4420	同
渡 部 接 骨 院	西置賜郡白鷹町大字荒砥甲721番地3	同
は や か わ 接 骨 院	東田川郡三川町大字押切新田字街道表62番2号	同

山形県告示第713号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、北陸地方整備局飯豊山系砂防事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成27年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施する地域
西置賜郡小国町
- 2 公共測量を実施する期間
平成27年8月17日から同年12月18日まで
- 3 作業の種類

公共測量（基準点測量）

山形県告示第714号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のとおり指定した。
なお、関係図面は、村山総合支庁建設部建築課及び東根市役所において縦覧に供する。

平成27年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 指定の番号 私有村総建第155号
- 2 指定の場所 東根市大字若木字若木9091番1326、9091番1329及び9091番1330
- 3 道路の現況 幅員 6.00メートル
延長 49.63メートル
- 4 指定年月日 平成27年8月17日

公安委員会関係**規 則**

警備業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年8月25日

山形県公安委員会

委員長 前 田 直 己

山形県公安委員会規則第9号**警備業法施行細則の一部を改正する規則**

警備業法施行細則（平成18年1月県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。
第6条の2の表を次のように改める。

路 線	区 間
1 国道7号	山形県の全域
2 国道13号	山形県の全域
3 国道47号	山形県の全域
4 国道48号	山形県の全域
5 国道112号	山形県の全域
6 国道113号	山形県の全域
7 国道121号	山形県の全域
8 国道286号	山形県の全域
9 国道287号	山形県の全域
10 国道345号	山形県の全域
11 国道348号	山形県の全域

12 国道458号	山形県の全域
13 県道1号（米沢高畠線）	山形県の全域
14 県道16号（山形停車場線）	山形県の全域
15 県道19号（山形山寺線）	山形県の全域
16 県道21号（蔵王公園線）	山形県の全域
17 県道22号（山形天童線）	山形県の全域
18 県道24号（天童寒河江線）	山形県の全域
19 県道25号（寒河江村山線）	山形県の全域
20 県道34号（新庄戸沢線）	山形県の全域
21 県道38号（酒田鶴岡線）	山形県の全域
22 県道40号（酒田松山線）	山形県の全域
23 県道42号（酒田港線）	山形県の全域
24 県道47号（鶴岡羽黒線）	山形県の全域
25 県道51号（山形上山線）	山形県の全域

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

公 告

毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第8条第1項第3号の規定により、毒物劇物取扱者試験を次のとおり実施する。

平成27年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 試験の日時及び場所

日	時	場 所
平成27年11月11日（水）	午前10時30分から正午まで	山形市香澄町三丁目4番5号 山形国際ホテル

2 試験の種類

- (1) 一般毒物劇物取扱者試験
- (2) 農薬用品目毒物劇物取扱者試験
- (3) 特定品目毒物劇物取扱者試験

3 受験手続

受験願書を平成27年9月14日（月）から同年10月9日（金）までの間に、山形市松波二丁目8番1号健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室薬務担当に提出すること（郵送による提出の場合は簡易書留とし、同日までの消印のあるものに限り有効とする。）。

4 その他

詳細については、健康福祉部健康福祉企画課薬務・感染症対策室薬務担当（電話023(630)2332）又は最寄りの保健所に問い合わせること。

西藏王公園の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年8月25日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 西藏王公園
- (2) 所在地 山形市大字岩波及び上桜田地内

2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 申請者に必要な資格

県内に主たる事業所（本店）を有する法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4（同条を準用する場合を含む。）の規定により、本県における一般競争入札又は指名競争入札の参加を制限されていないこと。
- (2) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併、分割等による法人格の変更等により再度指定の手続が行われたことに伴う指定の取消しを除く。
- (4) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）、支配人及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。以下同じ。）に破産者、法律行為を行う能力を有しない者又は禁錮以上の刑に処せられている者がいないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更生又は再生手続を行っていないこと。
- (6) 国税及び地方税を滞納していないこと。
- (7) 次のいずれにも該当しないこと（地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。）。

イ 法人等の代表者等が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）であること。

ロ 暴力団員等がその事業活動を支配していること。

ハ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがあること。

- (8) 共同企業体が申請する場合は、当該共同企業体の全ての構成員が(1)から(7)までの要件を全て満たすほか、次に掲げる要件を全て満たすものであること。

イ 共同企業体の適当な名称を選定し、及び代表となる法人等を選定すること。

ロ 当該共同企業体の構成員が、他の共同企業体の構成員として又は単独で申請していないこと。

4 募集要項の配布期間及び配布場所

- (1) 配布期間 平成27年8月25日（火）から同年10月6日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時まで

- (2) 配布場所

イ 山形県県土整備部都市計画課都市公園担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3130

ロ 山形県村山総合支庁建設部都市計画課公園下水道担当

郵便番号990-2492 山形市鉄砲町二丁目19番68号 電話番号023(621)8221

なお、山形県のホームページからも入手することができる。

5 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成27年9月30日（水）から同年10月6日（火）まで（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から午後5時まで
- (2) 受付方法 4の(2)に掲げる場所に原則として持参すること。なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、受付期間内に到着したものに限り、受け付ける。

6 その他

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県都市公園条例（昭和55年3月県条例第17号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、山形県都市公園条例施行規則（昭和55年4月県規則第27号）及び募集要項によること。
- (2) この募集に関する問合せは、4の(2)に掲げる担当に行うこと。

県民ゴルフ場の指定管理者を次のとおり募集する。

平成27年8月25日

山形県企業管理者 廣 瀬 渉

1 募集する施設の名称及び所在地

- (1) 名 称 県民ゴルフ場
- (2) 所在地 最上郡舟形町長沢8067番地

2 指定の期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日まで

3 申請に必要な資格

法人その他の団体（以下「法人等」という。）で、次に掲げる要件をすべて満たすものであること。ただし、県民ゴルフ場の指定管理者又は指定管理者であった者のうち重大な協定違反をした者については、県が協定違反の事実を知ったときから、その後初めて募集する県民ゴルフ場への応募を認めない。

- (1) 県内に主たる事業所（本店）を有する法人等であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (3) 山形県から指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがないこと。ただし、合併・分割等による法人格の変更などの再度指定手続に伴う指定の取消しを除く。
- (5) 国税及び地方税の滞納がないこと。
- (6) 会社更生法（平成14年法律第154号）、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定に基づく更正又は再生手続を行っていないこと。
- (7) 法人等の代表者等（法人の場合は法人の役員（非常勤役員を含む。）及び営業所の代表者、団体の場合は理事等法人の場合と同様の責任を有する者を含む。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）でないこと。
- (8) 暴力団員等がその事業活動を支配していないこと。
- (9) 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用するおそれがないこと。

4 申請書の受付期間及び受付方法

- (1) 受付期間 平成27年9月4日（金）から同年10月6日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時とする。
- (2) 受付方法 下記に持参又は郵送すること。ただし、郵送の場合は、簡易書留郵便等の確実な方法によるものとし、平成27年10月6日（火）までの必着とする。

山形県企業局総務企画課経営企画担当

郵便番号990-8570 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)2786 ファクシミリ023(624)8737

5 募集要項等

- (1) 詳細は、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成17年3月県条例第11号）、山形県公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例施行規則（平成17年3月県規則第8号）、県民ゴルフ場管理条例（平成10年3月24日山形県条例第35号）及び募集要項によること。
- (2) 募集要項の配布期間は、平成27年8月25日（火）から同年10月6日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を

除く。)の午前9時から午後5時とし、配布場所は4(2)に掲げる場所とする。また、山形県のホームページの企業局のページからも入手することができる。

(3) その他、この募集に関する問合せは、4(2)に掲げる担当に行うこと。